

国民健康保険・後期高齢者医療制度

7月中旬に保険証を郵送します

国民健康保険および後期高齢者医療制度の被保険者証（保険証）が、7月31日で有効期限切れとなるため、8月1日から使える新しい保険証を簡易書留で郵送します。8月1日以降に医療機関にかかる際は、必ず新しい保険証を提示してください。

簡易書留による交付

郵便配達員が直接手渡しします。不在の場合は、受け取り方などを、「不在連絡票」で確認し、忘れずに受け取ってください。

窓口（国保年金課）での交付

希望する方は、6月27日（木）までにご連絡ください。7月5日（金）から交付します。

①本人が受け取る場合

公的機関が発行する顔写真付きの本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）を持参

②代理人が受け取る場合

世帯主または世帯員からの委任状、公的機関が発行する代理人の顔写真付きの本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）を持参

※保険税等に未納分がある方には、短期有効期限の保険証を交付します。短期保険証の更新には、市役所窓口にて手続きが必要です。

医療費の自己負担割合について
医療費の自己負担（一部負担金）の割合は、1割、2割または3割です。自己負担割合は、8月1日から翌年7月31日までを一年度とし、その年度の前年の所得に応じて判定されます。

◆国民健康保険

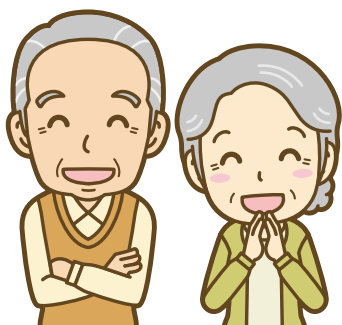
一部負担金の免除・徴収猶予について

世帯主、被保険者の方が震災等に遭われた場合や失業等により収入が著しく減少したことで、生活が困難となった場合に、申請により認められると、医療機関等で支払う一部負担金（自己負担額）の免除または徴収猶予を受けることができます。

◆後期高齢者医療制度

医療費の自己負担割合について

医療費の自己負担（一部負担金）の割合は、1割、2割または3割です。自己負担割合は、8月1日から翌年7月31日までを一年度とし、その年度の前年の所得に応じて判定されます。



後期高齢者医療被保険者証		有効期限
被保険者番号	年 月 日	
住所		
氏名	年 月 日	性別
生 年 月 日	年 月 日	
資格取得年月日	年 月 日	
発 効 期 間	年 月 日	
交 付 年 月 日	年 月 日	
一部負担金の割合	割	
保 險 者 番 号	3 9 1 2	
保 險 者 名	千葉県後期高齢者医療広域連合	印

千葉県国民健康保険被保険者証	有効期限	記号 茂
氏 名	年 月 日	性別
生 年 月 日	年 月 日	
住 所		
世帯主氏名	適用開始年月日	一部負担金の割合
高齢受給者証有効期日	交付年月日	
保 險 者 番 号	1 2 0 1 0 5	交付者名 千葉県茂原市

マイナンバーカードを健康保険証としてお使いください



令和6年12月2日以降は、新規の保険証の発行を取りやめ、マイナンバーカードと一体化する予定です。マイナンバーカードを健康保険証として利用すると、紙の保険証で受診した場合と比べ、初診時等の医療機関・薬局での窓口負担が下がる等、さまざまな利点があります。利用には、初回登録が必要です。詳しくは厚生労働省ウェブページをご覧ください。



問合せ
国保年金課（2階）
☎（20）1503 FAX（20）1600

